

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-11)

政策分野名	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全					公表時期	平成23年11月				
担当部局名	農村振興局(生産局) 〔 農村振興局都市農村交流課/中山間地域振興課/農地資源課/防災課/農村整備官/生産局農業生産支援課 〕					政策評価体系上の位置付け	農村の振興				
政策の概要	農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全を図る。 このため、農村コミュニティの維持・再生、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策等の施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	土地改良長期計画(平成20年12月26日) 社会資本整備重点計画(注1)(平成21年3月31日) 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 3 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全					評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	農村コミュニティの維持・再生										
目標①	農村部における人口の社会減の抑制										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 平地農業地域の人口の社会減 (平成32年度までに減少率の5%抑制)	-0.55%	32年度	-0.52%	32年度	-0.32% [基準値] -0.33%	-0.34% [基準値] -0.35%	-0.36% [基準値] -0.38%	-0.39% [基準値] -0.40%	-0.41% [基準値] -0.43%	農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持がかかせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標として設定した。	
(イ) 中山間農業地域の人口の社会減 (平成32年度までに減少率の5%抑制)	-0.76%	32年度	-0.72%	32年度	-0.55% [基準値] -0.56%	-0.57% [基準値] -0.58%	-0.59% [基準値] -0.60%	-0.61% [基準値] -0.63%	-0.62% [基準値] -0.65%	農村部における人口の社会減の実績値より平成32年度の推計値を予測し、政策効果を加味して推計値の5%抑制した数値を目標値として設定し、平成21年度の実績値から平成32年度の毎年度の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。	

施策(2)		中山間地域等直接支払制度								
目標①		中山間地域等の農用地面積の減少を防止								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 中山間地域等の農用地面積(対策期間(H22～H26)において、中山間地域等の農用地面積の減少(7.7万ha)を防止)	—	—	7.7万ha	26年度	7.7万ha	7.7万ha	7.7万ha	7.7万ha	—	<p>高齢化等に伴う耕作放棄地の増加等が懸念される中、継続的な農業生産活動等の実施により農用地面積の減少を防止することが、中山間地域等の有する多面的機能を確保に繋がることから、「中山間地域等の農用地面積の減少を防止」することを目標として設定した。</p> <p>平成21年度における本制度の取組面積は66.4万haである。これに22年度においては高齢化に配慮した新たな第3期対策により2千ha増、23年度においては離島等の条件不利性を補完する見直しにより9千ha増を見込み、67.5万haの取組面積を26年度まで維持することとする。</p> <p>本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)が11.4%であることから、これを取組面積に乗じて得た数値を本制度が実施されなければ発生しうる農用地面積の減少とみなし、26年度までの5年間における中山間地域等の農用地面積の減少防止7.7万haを設定した。</p> <p>本目標値は5年間の目標値ではあるが、これを5年間で段階的に達成するものではなく、毎年度の取組面積の維持が結果的に7.7万haにつながることから、毎年度の目標値も毎年同様の値を設定した。</p>
施策(3)		農地・水・環境保全向上対策								
目標①		「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」の増加								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数	2.0万地域	21年度	3.0万地域	24年度	2.9万地域	3.0万地域	—	—	—	<p>土地改良長期計画に基づき「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」を、平成24年度において地域数3.0万地域、参加者数220万人・団体とする。</p> <p>平成19年度の事業創設時の地域からの要望量等を踏まえ、また事業の創設時に多くの参加を促すことが必要であるため、事業開始の初期に多くの参加を図ることを目標として設定している。2年目以降の目標値については、事業開始後からのより早い段階で施策の拡大を図ることとして、平成24年度までの目標達成に必要な地域数及び参加者数を設定した。</p>
(イ) 農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う参加者数	192万人・団体	21年度	220万人・団体	24年度	214万人・団体	220万人・団体	—	—	—	

施策(4)	快適で安全・安心な農村の暮らしの実現									
目標①	農業集落排水事業(注2)による生活排水処理人口の増加									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 農業集落排水事業による生活排水処理人口	356万人	20年度	400万人	27年度	384万人	391万人	395万人	397万人	400万人	<p>農業集落排水事業による農村地域における生活排水処理の普及率を、食料・農業・農村基本計画の見直し期間である平成27年度までにおいて、小都市並の生活排水処理の普及率まで引き上げるため、「農業集落排水事業による生活排水処理人口」を目標として設定した。</p> <p>農業集落排水事業はH19年からH29年までの10年間で、H19年時点の中小都市の普及率(8割程度)まで引き上げることを目標としている。</p> <p>その過程として、食料・農業・農村基本計画の見直し期間であるH27年度までにおいて、段階的にH19年時点の小都市の普及率(7割程度)を目指すものとし、農業集落排水事業による生活排水処理人口を400万人と設定した。</p> <p>その上で、平成27年度までの目標達成に必要な完了地区を各年度に設定し、毎年目標値(完了地区の人口を累加した生活排水処理人口)を設定した。</p> <p>※ 東日本大震災の影響により、広域にわたり排水機場やため池等の農業用施設及び農用地に甚大な被害が発生しており、既に設定した平成27年の目標については、正確な被害状況及び今後の復旧状況を把握の上、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会での新たな土地改良長期計画の審議(7月22日審議着手、以後、パブリックコメント等を経て、24年3月頃閣議決定予定。)を踏まえ、目標値の妥当性の検証、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。</p>

目標②		湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地を減少								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地面積の減少	—	—	10万ha	27年度	2万ha	4万ha	6万ha	8万ha	10万ha	<p>湛水被害等については、流域開発や地盤沈下などによる湛水被害、老朽化したため池の決壊による浸水被害の発生のおそれのある農用地のうち、立地条件の変化により湛水面積が相当程度増加し農業被害が生じている地域や、堤体等から一定水準以上の漏水が確認され決壊の危険性が高いため池など、緊急的な対策が必要な農用地約10万haを平成27年度までに減少させる目標を設定した。</p> <p>湛水被害等の発生のおそれがある農用地面積は、平成20年度末時点で約85万ha。これに対し、今後5年間で約10万ha減少させることを目標として設定した。</p> <p>目標の達成にむけて、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を推進し、毎年、延べ2万haの湛水被害等の発生のおそれのある農用地面積を減少させることとした。</p> <p>※ 東日本大震災の影響により、広域にわたり排水機場やため池等の農業用施設及び農用地に甚大な被害が発生しており、既に設定した平成27年の目標については、正確な被害状況及び今後の復旧状況を把握の上、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会での新たな土地改良長期計画の審議(7月22日審議着手、以後、パブリックコメント等を経て、24年3月頃閣議決定予定。)を踏まえ、目標値の妥当性の検証、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。</p>
(イ) 津波・高潮被害が発生するおそれのある農用地面積	2.25万ha	19年度	1.15万ha	24年度	1.37万ha	1.15万ha	—	—	—	<p>津波・高潮被害については、海溝型地震による被害が想定される重要沿岸地域、ゼロメートル地帯および近年浸水被害が発生した地域等の農用地を1万ha減少させる目標を設定し、安全・安心な農村の実現を図る。</p> <p>社会資本整備重点計画に基づき津波・高潮による農用地等の被害面積を平成24年度末までの目標を1.15万ha減少することを設定した。その他、平成24年度末までの目標を、地震時の被害面積は約1,300ha減少、老朽化対策が実施されている施設の割合を3.8%増加、海辺の再生の割合(復元・再生した砂浜の延長)を18%増加、ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合を約2割増加させることを設定し、各々の毎年の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。</p>
(ウ) 地震時に被害が発生するおそれのある農用地面積	6,800ha	19年度	5,500ha	24年度	5,800ha	5,500ha	—	—	—	<p>社会資本整備重点計画に基づき津波・高潮による農用地等の被害面積を平成24年度末までの目標を1.15万ha減少することを設定した。その他、平成24年度末までの目標を、地震時の被害面積は約1,300ha減少、老朽化対策が実施されている施設の割合を3.8%増加、海辺の再生の割合(復元・再生した砂浜の延長)を18%増加、ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合を約2割増加させることを設定し、各々の毎年の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。</p>
(エ) 老朽化対策が実施されている施設の割合	73.5%	19年度	77.3%	24年度	76.5%	77.3%	—	—	—	<p>社会資本整備重点計画に基づき津波・高潮による農用地等の被害面積を平成24年度末までの目標を1.15万ha減少することを設定した。その他、平成24年度末までの目標を、地震時の被害面積は約1,300ha減少、老朽化対策が実施されている施設の割合を3.8%増加、海辺の再生の割合(復元・再生した砂浜の延長)を18%増加、ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合を約2割増加させることを設定し、各々の毎年の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。</p>
(オ) 海辺の再生の割合	30%	19年度	48%	24年度	42%	48%	—	—	—	<p>社会資本整備重点計画に基づき津波・高潮による農用地等の被害面積を平成24年度末までの目標を1.15万ha減少することを設定した。その他、平成24年度末までの目標を、地震時の被害面積は約1,300ha減少、老朽化対策が実施されている施設の割合を3.8%増加、海辺の再生の割合(復元・再生した砂浜の延長)を18%増加、ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合を約2割増加させることを設定し、各々の毎年の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。</p>
(カ) ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合 ※ 本指標は海岸事業(農林水産省農村振興局、水産庁、国土交通省河川局、港湾局)全体指標であって、農地海岸単独の指標として整理できないことから、単年度の目標設定及び達成状況の算出には含まない。	約6割	19年度	約8割	24年度	—	—	—	—	—	<p>社会資本整備重点計画に基づき津波・高潮による農用地等の被害面積を平成24年度末までの目標を1.15万ha減少することを設定した。その他、平成24年度末までの目標を、地震時の被害面積は約1,300ha減少、老朽化対策が実施されている施設の割合を3.8%増加、海辺の再生の割合(復元・再生した砂浜の延長)を18%増加、ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合を約2割増加させることを設定し、各々の毎年の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととした。</p> <p>※ 東日本大震災の影響により、広域にわたり海岸堤防や水門等の海岸保全施設に甚大な被害が発生した教訓を踏まえ、平成22年7月より開始された国土交通省の社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会における社会資本整備重点計画の見直しの検討に、新たに大震災を踏まえた社会資本整備のあり方を加味し検討を進めてきているところ。今後のスケジュールは、11月に実施した中間とりまとめ以降、新たな計画の素案作成、パブリックコメント実施の上、24年夏頃に計画部会の見直しに係る答申が出される予定。</p> <p>本目標については、上記審議の中で、目標値の妥当性の検証、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。</p>

施策(5)		鳥獣被害対策の推進								
目標①		鳥獣による農作物の被害の軽減								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 鳥獣による農作物の被害金額	213億円	21年度	192億円 (21年度の被害金額の1割減)	24年度	—	192億円	—	—	—	<p>鳥獣被害は近年200億円で高止まりしており、耕作放棄地の発生増加や収穫前の農作物の被害による営農意欲の減退を招く等、数字に現れる以上に深刻な状況。高止まりしている被害金額の軽減を図り、減少傾向に転じさせることが急務。</p> <p>このため、被害金額の軽減を目標とし、現在被害が報告されている市町村の8割の市町村で計画を策定し、こうした市町村全てで効果的な被害防止対策を行うことを目標として被害金額の軽減目標を設定した。</p> <p>具体的には、取組が比較的進んでいる市町村では平均で1年目20%、2年目以降35%の被害軽減効果が認められたことから、毎年取組市町村数を増やししながら、24年度には、こうした効果を被害市町村の8割で実現すると仮定し、軽減額の目標値は21年度比1割減とした。</p> <p>22年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画においては、鳥獣被害対策の推進をすることとしており、基本計画が22年度から有効となることを踏まえ、基準年を前年の21年度と定めることとした。</p> <p>また、鳥獣被害防止特措法において、鳥獣被害防止施策について平成24年2月に見直しを行うこととされており、見直し時期に合わせて目標年度を平成24年度にした。</p> <p>※エサとなる堅果類(ブナやミズナラなど)の豊凶作や積雪の多少等の自然環境の変化により野生鳥獣の生息環境が大きく変化することから年度ごとの被害金額にばらつきがあることも留意しつつ、目標年度までの各年度の被害金額が目標値(21年度の被害金額の1割減)に近づく値となっているか、鳥獣種や地域、被害作物別の被害の状況及び市町村の計画取組数等を基に検証を行い、参考資料に記載する。</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(イ) 被害防止計画(注3)の作成市町村数	889/1,452 (61%)	21年度	被害があると報告している市町村の概ね8割	24年度	1,071/1,452 (74%)	1,162/1,452 (80%)	—	—	—	<p>野生鳥獣による農作物の被害が深刻化する中、平成20年2月に鳥獣被害防止特措法が施行され、法律に基づき、市町村による被害防止計画の作成を推進している。鳥獣被害は、気象条件や地理的条件等によって被害の様態が大きく異なることから、被害の状況を的確に把握し得る市町村が地域の実情に即した被害防止計画を策定し、地域ぐるみで対策に取り組むことが重要であることから、全国的に被害対策に取り組む市町村数を着実に増やすことが鳥獣被害を軽減する上で、必要不可欠である。</p> <p>このため、目標は被害が問題となる市町村の全てで被害防止計画を策定することとし、被害があると報告している1459市町村のうち100万円以上の被害金額を報告している市町村は約8割にあたる1099市町村であることから、これらの市町村の全て(約8割)で被害防止計画が作成されることを目標として設定した。</p> <p>鳥獣被害防止特措法において、鳥獣被害防止施策について平成25年2月に見直しを行うこととされており、見直し時期に合わせて目標年度を平成24年度にした。</p>

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	総務省より公表される「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会増減率の実績値を把握。
		指標(イ)	達成度合の判定方法	達成度合 = {(当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値 - 基準値)} × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。
			達成度合の判定方法	達成度合 = 当該年度実績値 ÷ 当該年度目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農地・水・環境保全向上対策の実績報告等により把握。
		指標(イ)	達成度合の判定方法	達成度合 = 当該年度実績値 ÷ 当該年度目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(4)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業集落排水施設を設置している市町村を通じて、集落排水施設の供用状況を調査により把握。(国土交通省、環境省、農林水産省3省共同の汚水処理普及状況調)
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	防災事業を行うことによって、一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を集計し把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値÷当該年度目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	海岸管理者を対象とした毎年度末に実施するフォローアップ調査により把握。
		指標(ウ)	達成度合の判定方法	達成度合=(iの達成率+iiの達成率+iiiの達成率+ivの達成率)÷4 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)		i)津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少 ・達成率=(基準値-当該年度の実績値)÷(基準値-当該年度目標値)×100
		指標(オ)		ii)地震時に海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある農地等の減少 ・達成率=(基準値-当該年度の実績値)÷(基準値-当該年度目標値)×100
	指標(カ)	iii)老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 ・達成率=(当該年度の実績値-基準値)÷(当該年度の目標値-基準値)×100 iv)海辺の再生の割合 ・達成率=(当該年度の実績値-基準値)÷(当該年度の目標値-基準値)×100		
	施策(5)	目標①	指標(ア)	把握の方法
達成度合の判定方法				達成度合={(21~24年度の被害軽減額)/21年度の被害額×0.1}×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
指標(イ)			把握の方法	被害防止計画を作成した市町村数を必要に応じて把握。
			達成度合の判定方法	達成度合={24年度の被害防止計画作成市町村数/(被害のある市町村数×0.8)}×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

<p>注1 社会資本整備重点計画</p>	<p>社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効率的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。</p>
<p>注2 農業集落排水事業</p>	<p>農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿等を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する事業。</p>
<p>注3 被害防止計画</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第4条において、市町村が被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために定めることができることとされている計画。 被害防止計画には計画期間、被害防止施策に関する事項、被害防止施策の実施体制に関する事項等を定めることとされており、本計画に基づく市町村の取組について国は財政上の措置を講じるものとされている。(特措法第8条)</p>

政策手段一覧（政策分野名：11.農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/〈減収見込額〉 下段：(執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農村地域工業等導入促進法 (昭和46年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進。 農村地域工業等導入実施計画に基づき農村地域への企業立地を推進することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。
(2)	農山漁村活性化のための定住等 及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (4)-②-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。 【(4)-②との関連】 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。
(3)	特定農山村地域における農林業等の 活性化のための基盤整備の促進 に関する法律 (平成5年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られることにより、当該地域を含む農村部における人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与する。
(4)	農山漁村電気導入促進法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/〈減収見込額〉 下段: (執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(5)	山村振興法 (昭和40年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、雇用と所得の確保や生活改善等が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与する。
(6)	特殊土壌地帯災害防除及び振興 臨時措置法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することにより、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図る。 特殊土壌地帯における災害防除の事業実施により、災害の発生頻度の低下、被害及び土砂流出量の軽減により同地帯の保全が図られるほか、農地改良の事業実施により、栽培可能な作目範囲の拡大、収益性の高い多様な農業生産が可能になるなどの効果発揮を通じて、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与する。
(7)	土地改良法 (昭和24年)	—	—	—	(4)-②-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害の発生防止が図られ、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現に寄与する。
(8)	地すべり等防止法 (昭和33年)	—	—	—	(4)-②-(ア)	地すべり及びびた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。
(9)	海岸法 (昭和31年)	—	—	—	(4)-②-(イ) (4)-②-(ウ) (4)-②-(エ) (4)-②-(オ) (4)-②-(カ)	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある津波・高潮被害等の災害から一定の安全性が確保されていない農用地等の面積の減少に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/〈減収見込額〉 下段: (執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(10)	農村地域資源等利活用支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野9、19)	1,642 (651)	1,548 (986)	990	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	農村地域における小水力等の利活用を積極的に支援し、農業水利施設の適切な機能発揮を図るとともに、農村地域の新たな価値の創出や活性化を促進する。 農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費の軽減のみならず、地域ビジネスの展開や雇用の創出を通じて、農業・農村の六次産業化や低炭素社会の実現に資するものであり、農村部における人口の社会減の抑制を図る政策手段として寄与する。
(11)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、7、9、10、12、 13、14、17)	40,829 (38,485)	31,579 (29,662)	18,357	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (4)-②-(ア)	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 【(1)-①との関連】 市町村等が本交付金を活用する際には、活性化計画に定住人口の確保、交流人口の増加目標等を設定し実施することから、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。 【(4)-②との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に整備を推進し、目標である湛水被害等が発生する恐れのある農用地面積の減少に寄与する。
(12)	食と地域の交流促進対策交付金 (平成23年度) (関連: 政策分野10)	—	—	1,703	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	食をはじめとした豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援する。 農村の集落機能の維持、生活支援、地域資源の活用や環境保全の取組等を推進することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。
(13)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	23,446 (23,443)	26,474 (25,525)	26,998	(2)-①-(ア)	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、「中山間地域等の農用地面積の減少防止」に直接寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/(<減収見込額> 下段: (執行額)/(<<減収額>>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(14)	農地・水保全管理支払交付金 (平成23年度) (主)	—	—	21,159	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための補修・更新への支援を実施。 本交付金は、市町村と協定を締結した地域共同活動を行う活動組織に交付するものであり、「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」に直接寄与する。
(15)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連: 政策分野6、7、9、12、17、19)	—	77,994 (77,851)	25,669	(4)-②-(ア)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。 本交付金では、事業内容の一つにおいて、流域開発や地盤沈下の進展等により増加している湛水被害等から機能回復が必要な排水施設等の整備・改修することにより、湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。
(16)	農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主、関連: 政策分野7)	13,400 (13,142)	11,585 (11,101)	11,939 当初: 9,939 1次補正: 2,000	(4)-②-(ア)	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、地盤沈下や流域開発等により機能や安全性が低下しているダム、頭首工、排水機場、幹線水路といった基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備・改修、②著しく大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等において、地すべり防止施設の整備等を実施について、国が実施することにより災害を未然に防止する。 ①又は②の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。
(17)	農地の防災保全(直轄) 特会 (平成元年度) (主、関連: 政策分野7)	11,782 (11,173)	6,176 (6,150)	3,535	(4)-②-(ア)	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、地盤沈下や流域開発等により機能や安全性が低下しているダム、頭首工、排水機場、幹線水路といった基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備・改修、②著しく大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等において、地すべり防止施設の整備等について、国が実施することにより災害を未然に防止する。 ①又は②の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/〈減収見込額〉 下段: (執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(18)	農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	48,662 (43,145)	30,778 (26,853)	4,976 当初:4,526 1次補正:450	(4)-②-(ア)	農地の防災保全は、主に①流域開発や地盤沈下の進展等により増加している湛水被害等から機能回復が必要な排水施設等の整備・改修②地すべり防止施設の整備③決壊により甚大な被害発生のおそれがあるため池等の改修等 都道府県や市町村等が行う事業に対し補助を実施。 ①～③の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地の減少に寄与する。
(19)	海岸事業(農地) (昭和33年度) (主)	7,548 (7,520)	3,720 (3,660)	3,036 当初:2,936 1次補正:100	(4)-②-(イ) (4)-②-(ウ) (4)-②-(エ) (4)-②-(オ) (4)-②-(カ)	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から優良農地等を防護するため、海岸堤防・護岸等の海岸保全施設の新設や改良等を行う事業。 本事業の実施により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある津波・高潮被害等の災害から一定の安全性が確保されていない農用地等の面積の減少に寄与する。
(20)	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 (平成23年度) (関連:政策分野6、7)	— (—)	— (—)	17,870	(4)-②-(ア)	国営事業等によって形成された大規模農業地域を対象として、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進し、戸別所得補償制度と相まって麦・大豆等の生産拡大を図るとともに、農地集積による大規模な経営体の育成に寄与する。 流域開発や地盤沈下の進展等により増加している湛水被害等から機能回復が必要な排水施設等の整備・改修を行うことにより、湛水被害等が発生するおそれのある農用地面積の減少に寄与する。
(21)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主、関連:政策分野12,17,19)	2,587 (2,246)	2,639 (2,277)	11,283	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。
(22)	産地活性化総合対策事業 (平成23年度) (関連:政策分野1、2、8、19)	— (—)	— (—)	11,557の内数	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	県域を越える複数の市町村が連携して行う被害防止活動や侵入防止柵の整備等の広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、広域的な鳥獣被害対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/〈減収見込額〉 下段: (執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(23)	地域雇用促進資金(日本政策金融 公庫投融資:農工法関連) (平成20年度)	(貸付枠) 6,100 (1,912)	(貸付枠) 5,000 (1,897)	(貸付枠) 5,000 (-)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通。 本資金は、農村地域への工業等の導入が促進し、導入工業等への雇用を創出すること等により、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。
(24)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度)	(貸付枠) 1,000 (371)	(貸付枠) 1,000 (0)	(貸付枠) 1,000 (1,000)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与する。
(25)	農林漁業施設資金(農山漁村電気 導入) (昭和25年度)	(貸付枠) 43,167の内数 (0)	(貸付枠) 21,054の内数 (0)	(貸付枠) 31,146の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	発電水力が未開発のまま存在する農山漁村における発電施設整備に必要な資金を融通。 本資金を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与する。
(26)	中山間地域活性化資金 (平成2年度)	(貸付枠) 5,460 (7,492)	(貸付枠) 5,460 (8,720)	(貸付枠) 5,460	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与する。
(27)	所得税:農工法関連:農用地等の 譲渡 (昭和46年度)	<33.6> (<22.8>)	<21.6> (<15.6>)	<19.2>	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	租税特別措置法第34条の3 農工実施計画に基づき農用地等を効率的に工業用地等に供するための農用地の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例において、農村地域への工業の導入等が促進され、導入工業地域への雇用が創出されることにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/〈減収見込額〉 下段: (執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(28)	所得税・法人税: 特定農山村法関連: 農用地等の譲渡 (平成5年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<4>	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	租税特別措置法第34条の3、第65条の5 農林地の所有権移転等による農林漁業上の効率的かつ総合的な土地利用等の推進に資するため、所有権移転等促進計画に基づく農林地の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例により、農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保されるような土地利用等が推進され、当該地域の地域雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与する。
(29)	所得税・法人税: 特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の特別償却 (昭和45年度)	<2,339> (<1,750>)	<1,856> (<2,035>)	<1,982>	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 (機械・装置等) 取得価額の10%の特別償却 (建物等) 取得価額の6%の特別償却 ※H21～23において対象事業の追加・廃止等あり。 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。